

大学生活の諸注意

防犯について

近年、一人暮らしを狙った空き巣や強盗、覗き、ストーカー行為といった事件が全国的に頻発しています。

一人暮らしをしている学生は、以下のような対策をとり安全管理を行ってください。

- 短時間の外出や、在室時も常に施錠する。また在室時は内鍵をかける。
- 2階以上の部屋でも、外出時はすべての窓を施錠する。
- 玄関はツーロック（鍵を2箇所）のアパートを選ぶか、管理人と相談して取り付けてもらう。
- 帰省や旅行などで長期不在にする場合は、不在であることを管理人に連絡しておく。
また面倒でも新聞をその期間止めてもらう。

被害に遭った場合は速やかに110番通報をしてください。

また不審者を見たら些細なことでも折尾警察署（093-691-0110）へ通報してください。

一人暮らしをする上でのマナー

部屋で友達と騒いだり、オーディオを大音量にしたりすることは慎みましょう。特に深夜は普通の話し声でもよく通りますので注意してください。

またごみは決められた分別方法や捨てる場所を守って出すよう心がけてください。地域の共同生活者の一人として自覚を持ち、近隣の人に迷惑をかけないようにすることは、無用なトラブルを避けることにもつながります。

クレジットカードの利用について

最近では、クレジットカードでお金を借りたり、商品を買ったりするケースが増えてきました。しかし、クレジット契約はサイン一つで商品やサービスが簡単に手に入る便利さの反面、借金の申込をするのと同じであることを十分理解しておくことが大切です。

またいわゆる「学生ローン」は、利用手続きの簡易さから安易な気持ちで利用する人がいるようですが、ごくわずかな借金でも高金利支払のため、雪ダルマ式に増えていくことを知っておく必要があります。安易に「これなら大丈夫」と考えてはいけません。

学生の懲戒について

本学では、学生個人や学生団体（サークル等）が本学学則やその他の諸規定に違反した場合、あるいは犯罪行為等を行った場合は、事件または事故に係る原因行為の悪質性および結果の重大性を総合的に勘案して、懲戒の種類および内容を決定することになっています。

1. 懲戒の種類および内容

- (1) 退学：学生としての身分を損失させ、退学させること
- (2) 停学：始末書を提出させるほか、180日間を限度として停学させること
 - ア 停学の期間は、学校謹慎とする
 - イ 停学の期間は、在学期間および修業年数に含める。
- (3) 訓告：始末書を提出させ、将来を戒めること

2. 懲戒に伴う奨学金の取扱い

本学の特待生や各種奨学生、授業料減免に関する規定、また日本学生支援機構をはじめとする外部奨学金の諸規定の定めるところにより、受給しているまたは受給が決定している奨学金等については、受給資格停止もしくは受給資格取消しになります。

懲戒処分の詳細については、[別表 1「懲戒処分基準」](#)を参照してください。